

平成 28 年 10 月 19 日

各 位

会 社 名 N A P ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 関端 進
問合せ先 同上
電話番号 (03) 5223-6780 (代表)

株式会社ノバレーゼ株式（証券コード 2128）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

N A P ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 28 年 9 月 1 日、株式会社ノバレーゼ（証券コード 2128、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 28 年 9 月 2 日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 28 年 10 月 18 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

N A P ホールディングス株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

(2) 対象者の名称

株式会社ノバレーゼ

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
10,286,590 株	7,594,500 株	—株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（7,594,500 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（7,594,500 株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定の株券等の数は、公開買付者が本公開買付けによって取得し得る株式の最大値であり、対象者が平成 28 年 8 月 10 日に提出した第 17 期第 2 四半期報告書（以下「対象者第 17 期第 2 四半期報告書」といいます。）に記載された平成 28 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（10,717,200 株）から対象者第 17 期第 2 四半期報告書に記載された平成 28 年 6 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数（430,610 株）を控除した株式数（10,286,590 株）になります。

(注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 28 年 9 月 2 日（金曜日）から平成 28 年 10 月 18 日（火曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,944 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（7,594,500 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（9,595,362 株）が買付予定数の下限（7,594,500 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 28 年 10 月 19 日に東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	9,595,362 株	9,595,362 株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合計	9,595,362 株	9,595,362 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	95,953 個	(買付け等後における株券等所有割合 93.28%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等後における株券等所有割合—%)

対象者の総株主等の議決権の数	102,852 個	
----------------	-----------	--

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第17期第2四半期報告書に記載された平成28年6月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記四半期報告書に記載された平成28年6月30日現在の単元未満株式1,400株から、平成28年6月30日現在の対象者の所有する単元未満自己株式10株を控除した1,390株に係る議決権の数である13個)を加えた102,865個を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日
平成28年10月25日(火曜日)

③ 決済の方法
公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://netcall.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。
買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が平成28年9月2日付で提出した公開買付け届出書に記載の内容から変更ありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者普通株式の全て(ただし、公開買付者が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)の取得を目的とした手続を実施することを予定しております。対象者普通株式は、現在、東京証券取引所に上場されていますが、当該手続が実施された場合には、対象者普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。今後の手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

NAPホールディングス株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上